

議案第41号

専決処分の承認を求めることについて

富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成26年6月3日提出

富士見市長 星野信吾

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日付けで公布されたことに伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出します。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成26年3月31日

富士見市長 星 野 信 吾 印

富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例

富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）の一部を次のように改正する。
附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第14項中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の富士見市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第39号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。